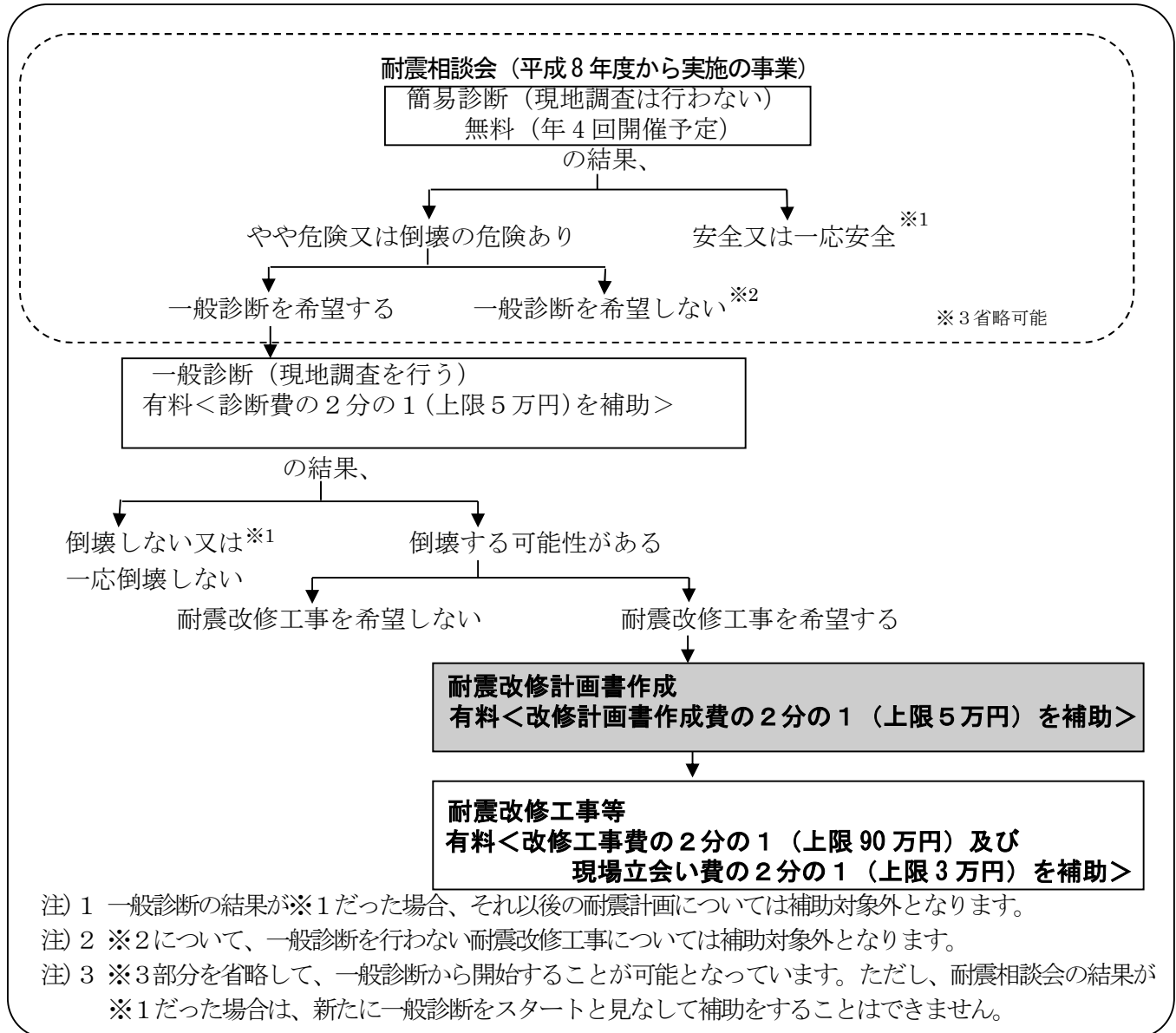


海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付制度について

海老名市では、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、平成18年度に木造住宅の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助する制度を導入しました。制度の流れ、概要及び補助の対象は以下のとおりです。

※※耐震診断・耐震改修の流れ※※



注) 1 一般診断の結果が※1だった場合、それ以後の耐震計画については補助対象外となります。

注) 2 ※2について、一般診断を行わない耐震改修工事については補助対象外となります。

注) 3 ※3部分を省略して、一般診断から開始することが可能となっています。ただし、耐震相談会の結果が※1だった場合は、新たに一般診断をスタートと見なして補助をすることはできません。

《耐震改修計画書作成費補助対象者》

耐震改修工事費の補助金を受けることができる方は、以下のチェック項目全てに該当する方です。補助対象者に該当するかチェックしてください。

- 市の補助事業による一般診断の結果、総合評点が1.0未満だった。
- 市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の全てを滞納していない。
- 過去に耐震改修計画書作成又は耐震改修工事等の補助金の交付を受けていない。



全てに該当した方は、裏面へ。

～申請から完了まで～

改修計画書作成者の選定

原則として、一般診断を行った診断士に委託して、下記申請書の添付書類のうち④⑤を受け取ってください。

申請

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付申請書（第1号様式）を提出してください。

- 添付書類
- (1) 建築年度がわかるもの（建築確認通知書の写し等）
 - (2) 耐震改修計画書作成費の見積書の写し…④
 - (3) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税に未納がないことを証する書類
 - (4) 診断士の建築士免許の写し…⑤
 - (5) 耐震改修計画書作成者の講習会修了証の写し…⑤
 - (6) 木造住宅耐震補助チェックリスト【計画書】

※既に提出されている書類については、省略可能となる場合がありますのでご相談ください。

決定通知書受領

書類審査後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します。

耐震計画書作成

④交付決定通知書に記載されている交付決定金額に変更が生じた場合は、海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第6号様式）を提出してください。

実績報告書提出

耐震改修計画書作成後、交付決定通知書受領後 60 日又は 2 月末日のいずれか早い日までに海老名市木造住宅耐震改修計画書作成実績報告書（第10号様式）を提出してください。

添付書類

- (1) 耐震改修計画概要書（第11号様式）
- (2) 耐震改修工事図面
- (3) 改修計画に基づく改修後を想定した一般診断の結果報告書
- (4) 耐震改修計画書作成費の領収書の写し

※耐震改修工事費の概算見積書を診断士からもらってください。市へ提出する必要はありませんが、工事を実施するための参考としてください。

確定通知書受領

書類審査後、市から申請者へ補助金交付確定通知書を送付します。

請求

海老名市木造住宅耐震改修計画書作成費補助金交付請求書（第16号様式）を提出してください。

補助金受領

市から指定口座へ補助金を振込みます。